
監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から令和4年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月4日

長崎県監査委員	下田芳之
同	砺山和仁
同	近藤智昭
同	饗庭敦子

R05-01090-02125
令和5年6月19日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 近藤 智昭 様
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長 崎 県 知 事 大石 賢吾

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

＜テーマ＞長崎県の離島・半島振興に関する事務の執行について

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1	地域振興部	_____	1
第2	企画部	_____	2
第4	産業労働部	_____	3
第5	水産部	_____	6
第6	農林部	_____	9

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1 地域振興部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.31	地域づくり推進課	<p>長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金 移住支援事業</p> <p>【チェックリストの記載が不十分なものがある】</p> <p>一件記録中、記載が途中で終わっている未完成のチェックリストが横じられているものがあつた。県の通知にもあるように、チェックリストは補助金交付事務の適正化という重要な目的のために作成されているのであるから、一件記録には完成したチェックリストがなければ適正な事務が行われたか検証することに支障が生じる可能性がある。</p> <p>事業の一件記録には、完成されたチェックリストを横じておくべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年度以降において、事業の開始時に一件記録のファイルを作成する際、オモテ表紙の裏側にチェックリストを貼り付けることで、以降の事務処理におけるチェックリストへのチェック漏れを防ぐとともに、複数人での確認を徹底しております。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅱ 包括外部監査の結果報告・各論

第2 企画部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.43	デジタル戦略課	<p>Society5.0加速化補助金</p> <p>【事業計画書と事業報告書の内容の確認が不十分である】</p> <p>株式会社西海クリエイティブカンパニーに対する本事業による補助金交付について、事業計画書には、「事業のスケジュール」という項目に、システムの構築のスケジュールが記載されていた。そこには、①必要手続き精査(自治体業務の把握、連携):令和3年10月～12月、②システムの開発:令和4年1月～2月、③システム運用習熟(自治体との連携):令和4年1月～2月、④システムの稼働・実証:令和4年1月～3月と記載されていた。これに対して、事業報告書には、「開発期間」として令和4年1月10日～同年2月28日、「実証期間」として令和4年3月1日～同年3月30日と記載されていた。これらの記載によれば、システムの稼働・実証期間が当初の事業計画書で予定されていた期間と事業報告書で報告された期間が異なっているかのように読み取れる。</p> <p>これについて、当課のヒアリングによれば、上記②のシステムの開発の期間と、④のシステムの稼働・実証の期間が重なっており、これはシステムの最適化を図る期間として開発と稼働を同時進行で行われたことを意味しており、システムの稼働・実証は当初の事業計画書の記載のとおり実施されているとのことだった。</p> <p>事業計画書及び事業実績報告書等は、次のとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に規定されている。(監査結果報告書44頁参照)</p> <p>このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。したがって、かかる趣旨から、事業実績報告書は、事業計画書の内容に従ったように事業が実施されたかが明確に記載されている必要がある。しかし、本事業における事業報告書は、事業計画書の記載に対応してどのように補助対象事業が実施されたかを明確に記載されるべきところ、記載項目が異なっているため事業計画書と対照して確認することが出来ず、明確性に欠けると言える。</p> <p>本事業はICT等を活用したシステム等の実証実験をその補助の対象とするものであり、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを確認するためにも、実証実験の期間は重要な事項である。そのため、本件については、実証実験の期間など事業計画書の記載に対応する形で事業報告を求める等の指導をすることが望ましい。</p> <p>事業報告書は、事業計画書の記載に対応してどのように補助対象事業が実施されたかを明確に記載されるべきであり、事業計画書との対照性に欠ける場合には、事業計画書の記載内容に対応する形で報告を求める等の指導をすることが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和4年度Society5.0加速化補助金において、適切に補助対象事業が実施されており、交付決定の内容等と適合することを調査したうえで、事業計画書の記載が事業報告書との対照性に欠けることがないことを確認しました。</p>	
p.46	デジタル戦略課	<p>管理職向けDX施策立案講座実施業務委託</p> <p>【仕様書と見積り内容に齟齬がある】</p> <p>令和3年長崎県管理職向けDX施策立案講座実施業務委託仕様書によれば、本件は管理職向けのDX施策立案講座を実施するために、講座内容の企画とその実施を専門業者に委託したものである。</p> <p>県が業務発注に当たって作成した予定価格算出のための積算書によれば、講師に關係する費用として189,000円が計上されており、その内訳は「講演資料作成等」として141,750円、「講演対応(当日準備等を含む)」として47,250円が計上されている。講師の講演対応及びその資料作成については、上記の委託内容から当然想定しうる費用であり、特段問題は無い。</p> <p>しかし、これに加えて、調査員に対する人件費が別途221,300円計上されており、その内訳は「長崎県向け講演プログラム修正」として110,650円、「現地データ基礎調査・分析・現況把握」として110,650円が計上されている。講演実施のための資料作成費は、上記のとおりすでに講師に対する人件費に計上されているにもかかわらず、それに加えて調査員に対する人件費は、講演準備にかかる費用を二重に計上しているようにも読み取れる。</p> <p>担当課へのヒアリング調査によれば、予算価格の積算に当たって、長崎県向けの講演資料を作成するにあたり、講師の指示のもと、中級調査員及び一般調査員の2名で現地データの分析等や、長崎県向けの講演プログラムの修正を行い、講師が最終的な講演資料の作成を行うものとして積算をしているため、費用の二重計上ではないとの説明があった。</p> <p>しかし、一般的な講演依頼については講演準備のための資料作成費を別途計上することは稀であると思われることや、この管理職向けDX施策立案講座が1日で実施されたものであり、その講座資料等の内容に照らしても講演資料作成費に加えて基礎調査等に別途費用を支払うことが必要なのか、行政の財務執行における経済性・効率性・有効性の観点から適切であるか、疑問が残るものである。</p> <p>仮に、本委託業務に関して、一般的な講演依頼ではなく、例えば専門性の高い特殊なプログラムの構築を伴ったり講演に先立ち通常想定しうる以上の高度の調査や準備が必要になったりする場合などは、仕様書に基礎調査等の必要性についても記載すべきである。本委託業務は、仕様書からは一般的な講座・講演以上の高度の専門性や基礎調査等の必要性は読み取れず、積算内容と齟齬があると言わざるを得ない。一般的な講演依頼とは異なり、高度の専門性を有し、講演実施のために専門性の高いプログラムの構築や高度な基礎調査等を必要とする講演依頼の場合には、仕様書の業務内容や委託内容にその専門性や基礎調査等の必要性についても記載すべきである。</p> <p>高度の専門性を有し、講演実施のために専門性の高いプログラムの構築や高度な基礎調査等を必要とする講演依頼の場合には、仕様書の業務内容や委託内容にその専門性や基礎調査等の必要性についても記載すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>幹部職員向けの講演など、通常の講演と比べて、高度の専門性を有し、講演実施のために専門性の高いプログラムの構築や高度な基礎調査等を必要とする講演を依頼する際は、必要となる業務内容を精査したうえで、仕様書の業務内容や委託内容に、専門性や基礎調査等の必要性についても記載することといたしました。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第4 産業労働部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.51	企業振興課	<p>長崎県地場企業工場等立地促進補助金</p> <p>【補助金の支出確定通知書に記載されている報告事項が報告されていない】</p> <p>補助事業者に対する支出確定通知書には「交付を受けた日から5年を経過するまで定期的(おおむね四半期ごと)に雇用の状況等について報告しなければならない」と記載されている。しかし、担当者に確認したところ、雇用状況等についておおむね四半期ごとの定期報告までは求めておらず、年に1回補助事業者から決算書の提出を受け、そこに記載されている従業員数などを見て雇用の状況を確認しているとのことである。</p> <p>この「交付を受けた日から5年を経過するまで定期的(おおむね四半期ごと)」の定期報告は、補助金の交付要件を直接確認するためのものではなく、長崎県地場企業工場等設置特別奨励措置要綱や長崎県地場企業工場等立地促進補助金事務取扱要領にも規定されていない。しかし、補助金を交付した後の補助事業者の雇用状況に関するデータは、雇用機会の確保という本事業の目的に関連し、本事業による雇用に関する効果を検証する上で有用なデータになり、そのため支出確定通知書におおむね四半期ごとの定期報告を行うよう求めていると考えられる。県はこうした定期報告が補助事業者からなされていない場合は、報告を求めることが望ましい。</p> <p>補助金の支出確定通知書に記載されているとおり、補助事業者に対して補助金の交付を受けた日から5年を経過するまで定期的(おおむね四半期ごと)に雇用の状況等について報告を求めることが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和3年度までに本補助金を支出した補助事業者に対しては、支出から5年間、おおむね四半期ごとに雇用状況の報告を求めてまいります。</p> <p>また、令和4年度以降に本補助金を支出する事業者に対しては、支出確定通知書に「交付を受けた日から5年を経過するまで、知事に対して毎年、雇用の状況等について報告しなければならない」と記載し、企業の決算に合わせて1年に1回の定期報告を求めることとしております。</p>	
p.59	未来人材課(旧若者定着課)	<p>離島・半島高校生インターンシップ推進事業業務委託</p> <p>【前払いの必要性の検討結果の記録化】</p> <p>本委託業務については、令和3年7月21日に委託料4,545,970円のうち、4,132,700円が前払いで支払われているが(後に減額変更で2,057,860円が戻入)、受託者が提出した委託料の前払い請求書には、前払いの必要性が記載されていない。</p> <p>委託契約上、委託料は業務完了後に支払われるのが原則とされているが、「必要と認められる金額」については、受託者の請求により、前払金により支払うことができることとされている。通常、前払金については、受託者にその必要性を説明させる必要があるが、本委託契約は、県が実費の金額を算出しているため、受託者に前払いの必要性を説明させる必要まではないと考える。</p> <p>県は、前払いの必要性については検討しているものの、前払いの必要性を検討した上で支払いを判断した旨を記録化していない。</p> <p>前払金については、県がその必要性を吟味し、必要があると判断した場合には、その旨を記録化しておくべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和4年度の契約においてはやむを得ず前払金を行う場合は、必要性の検討結果を詳細に記録いたしております。</p>	
p.59	未来人材課(旧若者定着課)	<p>離島・半島高校生インターンシップ推進事業業務委託</p> <p>【随意契約検討シート「他県における同様な契約事例」の記載方法】</p> <p>本委託業務において作成された随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」欄には、単に「なし」と記載にとどまっております。この「なし」が、インターンシップに関する事業を指しているのか、離島ないし半島地域の高校生に特化して実施されたインターンシップに関する事業を指しているのかなどが不明確な記載になっている。</p> <p>したがって、随意契約検討シートの「他県における契約事例」は、「なし」の意味内容まで把握できるよう、具体的に記載することが望ましい。</p> <p>随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」欄には、同様の業務について、他県ではどのような契約方法がとられているか、他県での「同様の契約事例」がどの範囲を指しているのかなどが把握できるよう、具体的に記載することが望ましい(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>今後、随意契約検討シートを作成する場合は、「他県における契約事例」の「なし」の内容が分かるよう、詳細に記載することといたします。</p>	
p.62	未来人材課(旧雇用労働政策課)	<p>令和3年度長崎県オンライン企業面接会及び企業情報発信業務委託</p> <p>【面接希望の参加者の約6割が県内在住者であること】</p> <p>本委託事業は、面接希望の参加者について、都市部を中心とした県外に居住する求職者及び転職希望者を想定しているが、実際には、面接希望の参加者の約6割が県内在住者である。</p> <p>県内在住者に対して、県外企業ではなく、県内企業に就職、転職することを促すという点では、本委託事業は重要な役割を担っているといえるものの、本委託事業の本来の目的は、都市部の転職希望者等を本県に取り込むことにあるため、県内在住者が過半数を占めるという実態は、本委託事業の本来あるべき姿とは異なる。</p> <p>本委託事業については、参加企業、参加者の双方に対してアンケートを実施しているが、それにとどまらず、実際に県内企業に転職した参加者の感想や意見を集約して情報提供を行う。都市部在住者に対して本委託事業を周知するための広報活動を強化するなどして、参加者に占める都市部の転職希望者の割合を高めていく方策を検討していくことが望ましい。</p> <p>本委託事業については、実際に県内企業に転職した参加者の感想や意見を集約して情報提供を行う。都市部在住者に対して本委託事業を周知するための広報活動を強化するなどして、参加者に占める都市部の転職希望者の割合を高めていく方策を検討していくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和4年度の事業では、令和3年度に就職決定した参加者の感想を動画で配信し、自らの言葉で語っていただくことで、参加意欲が高まるよう、改善に努めております。</p> <p>加えて、都市部の転職希望者の割合を高める為の新たな取組として、長崎県東京事務所との広報連携や、ハローワークインターネットシステムを活用した県外求職者へのダイレクトメール送信を行うなど、都市部等、県外の求職者に向けた情報発信を強化しております。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 産業労働部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.65	未来人材課(旧雇用労働政策課)	<p>令和3年度長崎県IT人材確保支援業務委託</p> <p>【事業効果等の検証】</p> <p>本事業においては、企業への紹介件数50件、マッチングによる成約5件が目標として掲げられていたが、実績としては、紹介件数5件、マッチングによる成約は0件という結果に終わった。</p> <p>目標はあくまでも目標であり、目標が実現できなかったこと自体を殊更過大に評価すべきではない、結果については、ある程度長期的な視点で捉えることが重要な場合もある。</p> <p>しかしながら、目標数を大きく下回ったこと、特にマッチングによる成約件数が0件に終わったことは、ある程度厳しく受け止める必要があることは否定できない。</p> <p>いずれにしても、本委託業務においては、一般競争入札の資格要件、マッチングを支援する県内企業の要件、仕様書の内容の妥当性、受託者の業務のやり方など、目標を大きく下回った要因が何であったのか、紹介件数、マッチングによる成約件数を増やすにあたってのどのような改善点が考えられるのかなど、十分に分析、検証することが望ましい。</p> <p><u>本委託業務においては、一般競争入札の資格要件、マッチングを支援する県内企業の要件、仕様書の内容の妥当性、受託者の業務のやり方など、目標を大きく下回った要因が何であったのか、紹介件数、マッチングによる成約件数を増やすにあたってのどのような改善点が考えられるのかなど、十分に分析、検証することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>IT人材は全国的な獲得競争になっており、人材確保は非常に難しいものの、成果目標を達成できなかった要因については受託者から報告を受けるとともに他業者にもヒアリングを実施し、令和4年度については事業内容を大幅に見直し、改善を図っております。</p> <p>見直し検討状況につきましては、県内就職を希望するIT人材の集客が難しいという点に対しては、県内IT人材関係の求人情報をまとめて発信するための仕組みを構築しております。(特設サイトの設置と、IT人材に特化した企業説明会イベントの実施)</p> <p>職種が幅広いためマッチングが難しい点に対しては、IT人材の職種は、システムエンジニア、プログラマー、Webエンジニア、情報通信系など幅広いため、職種の詳細が分かりやすい求人案内を作成して紹介いたします。</p>	
p.66	未来人材課(旧雇用労働政策課)	<p>令和3年度長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業運営業務委託</p> <p>【1者応札への対応】</p> <p>本委託業務では、総合評価方式での一般競争入札を実施したものの、受託者のみの1者応札にとどまっている。</p> <p>一般競争入札で1者応札にとどまった理由を1つに特定することは困難であるが、県においては、平成28年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)のとおり、1者応札を解消する方策を検討してもらいたい。</p> <p>本委託業務では、受託者に高度な技術、専門性が求められるだけでなく、業務量としてもかなりのボリュームが求められているため、受託した場合には相当の人的、物的資源を本委託業務に投じる必要があると考えられる。にもかかわらず、契約期間を1年とする単年度の契約では、翌年度も受託できる保障はないため、本委託業務に人的、物的資源を投じることを躊躇させ、これが参入障壁となっている可能性がある。このような事情に照らせば、本委託業務は単年度ではなく、複数年度の契約にした方が、事業者としても入札参加し易く、事業の経済性や効率性にも資するとも考えられる。</p> <p>また、本委託業務は、高度な技術が求められる事業であるため、プロポーザル方式を採用することの「特別の理由」についても、十分に認められる可能性がある。</p> <p><u>本委託業務においては、例えば、契約期間を複数年とするなどして、1者応札を解消する方策を検討することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和4年度の競争入札では2者から応札があり、1者応札は解消できております。</p> <p>本事業で活用している国の交付金の事業期間(令和9年度まで)終了後の自立化を見据え、令和5年度は、県内企業の中核的支援機関であり、県内企業や関係団体とのネットワークを構築しているとともに、公益財団法人として行政機関や金融機関と連携し、中立的立場から県内企業の振興や雇用創出、人材確保支援に取り組むことができる唯一の団体である(公財)長崎県産業振興財団に業務を委託することといたしました(1者随意契約)。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第4 産業労働部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.67	未来人材課(旧雇用労働政策課)	<p>若手人材定着・育成促進に関するオンラインセミナー等開催業務委託</p> <p>【質問・回答の集約とその共有】</p> <p>本委託事業は、令和3年度に続いて令和4年度も実施されており、今後も継続していくが見込まれるところ、新入社員や若手社員、企業経営者の中には、同様の悩みを抱えている者も少なくないと思われるため、セミナーや個別相談で出された質問やその回答の内容は、他の参加者にとっても有益な情報になり得る。</p> <p>したがって、本委託事業のように、継続的な事業実施が見込まれる上に、新入社員・若手社員、企業経営者それぞれに向けたセミナーを個別に開催し、さらには企業経営者に向けた個別相談まで実施するような場合には、セミナーや相談会で出された質問やその回答の内容については、県において集約して、参加者に資料として配布するなどの情報提供を行うことが望ましい。</p> <p><u>本委託事業のように、継続的な事業実施が見込まれる上に、新入社員・若手社員、企業経営者それぞれに向けたセミナーを個別に開催し、さらには企業経営者に向けた個別相談まで実施するような場合には、セミナーや相談会で出された質問やその回答の内容については、県において集約して、参加者に資料として配布するなどの情報提供を行うことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和3年度の事業を検証し、令和4年度は、新入社員・若手社員向け研修内容について、企業の人事担当者に研修内容や参加者感想等のレポートをフィードバックするよう改善いたしました。</p>	
p.67	未来人材課(旧雇用労働政策課)	<p>若手人材定着・育成促進に関するオンラインセミナー等開催業務委託</p> <p>【個別相談参加への躊躇】</p> <p>個別相談を受けることができる者は、キャリアパス・コーチング・メンター制度セミナーないし経営者向け人材定着セミナー参加者のうち、個別相談を希望する者に限定されており、セミナーを基本とした事業を構築している以上、このような限定を付することは、やむを得ないといえる。</p> <p>もともと、個別相談については、さらに、事前に質問事項を聴取することが求められており、この質問事項は具体的な名まで求める趣旨ではないものの、個別相談への参加を躊躇させる1つの要因になったと考えられることもできる。</p> <p>したがって、個別相談における事前の質問事項の聴取については、事前に質問事項を聴取しておけば相談会がスムーズに実施できる旨の周知にとどめ、参加を促すことに重点を置いてソフトランディングさせることが望ましい。</p> <p><u>個別相談における事前の質問事項の聴取については、事前に質問事項を聴取しておけば相談会がスムーズに実施できる旨の周知にとどめ、参加を促すことに重点を置いてソフトランディングさせることが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和4年度は、県内企業の個別相談に対しては、伴走型支援を行うアドバイザー派遣事業で対応することとし、本セミナー事業での個別相談は廃止いたしました。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第5 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 79	水産経営課	<p>ひとが創る持続可能な漁村推進事業費補助金</p> <p>【実績報告に研修時間の報告のないものがある】</p> <p>漁業就業実践研修事業における実績報告として各地域から研修実績表や研修日誌の写しが提出されている。その多くには実施された研修の時間も記載されているが、なかには研修時間が記載されていないものもあった。漁業就業実践研修事業実施要領には実績報告として研修時間の報告までは求めているが、補助対象とされている研修の内容や実施状況を確認する上で研修時間は基本的な要素のひとつと思われる。また、本事業の補助対象である漁業定着支援研修においてはその事務取扱要領「第3 2」で日付、曜日、天候、場所、研修内容、研修時間等を研修実施日ごとに記載した研修日誌（様式第8号）の提出を求めている。漁業就業実践研修事業においても、実績報告として研修時間の報告を求めることが望ましい。</p> <p><u>漁業就業実践研修に対する補助事業においても、実績報告として研修時間の報告を求めることが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>ご意見に対しましては、令和5年度の研修事業から研修生に対して研修日誌へ研修時間を記載するよう、市町へ指示いたしました。</p>	
p. 84	水産経営課	<p>持続可能な新水産業創造事業費補助金</p> <p>【概算払いの必要性に関する記載が十分でない】</p> <p>本補助事業のうちの箱崎漁協の冷凍機更新事業において概算払いがなされているが、その理由として「設置にあたって契約の相手方に代金を支払う必要がある」と記載されている。これには、具体的な契約条件や支払時期に関する記載がなく、概算払いの必要性を判断するには不十分と言わざるを得ない。また、本事業は国の地方創生交付金の交付対象であり、その関係で年度内に支払を完了させる必要があってこれも概算払いの理由のひとつということであるが、その旨の記載はなかった。概算払いは例外的な支払方法と位置付けられるものであるから、その理由は不足なく具体的に記載することが望ましい。</p> <p><u>補助金の概算払いは例外的な支払方法と位置付けられるものであるから、その理由は不足なく具体的に記載することが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>概算払いに当たってはこれまでもその必要性を判断したうえで行ってきたところですが、今後は、事業主体が概算払いを請求してきた際にその理由について具体的に記載するよう指導するとともに、概算払いの可否について適切に対応してまいります。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第5 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 88	水産加工 流通課	<p>県産水産物国内販売強化事業費補助金</p> <p>【事業計画書と事業報告書の内容の差が大きく、具体的な記載に欠けるものがある】</p> <p>長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。(監査結果報告書89～90頁参照)</p> <p>このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。したがって、事業実績報告書の記載内容は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的な記載内容でなければならない。</p> <p>本事業のうち、大消費地商談会等出展支援事業において、事業計画書と事業実績報告書の記載内容の差が著しいものが散見された。具体的には、事業計画書に記載されている販売促進等の数値目標が、事業実績報告書では大きく達していないものが多数見られた。無論、近年は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、事業計画どおりに事業を実施できず、その結果として当初の事業計画とは大きく異なる実績値になったということも一定理解できるものである。しかし、大消費地商談会等出展支援事業においては、監査対象となった補助事業のほぼ全てが、事業実績報告書における実績値が事業計画書における数値目標を大幅に下回っているにも関わらず、次年度の数値目標には事業計画書に記載されている当初の数値目標とほぼ変わらない数値が記載されているものが多かった。さらに、事業計画書における数値目標と比べて実績値が大きく下回っている原因等については、例えば「新型コロナウイルス感染症の影響により」という程度しか記載がなく、それ以上に具体的な原因等について記載されていない。このような事業実績報告書の記載内容では、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的な内容とは評価できない。</p> <p>県は、事業計画書や事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。</p> <p><u>県は、補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。(指摘事項)</u></p>	(措置済)	ご指摘を踏まえ、補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書には、具体的な取組内容、成果目標の達成状況と今後の対応方針等について記載するよう指導しました。
p. 88	水産加工 流通課	<p>県産水産物国内販売強化事業費補助金</p> <p>【記載に誤りがある補助金交付請求書を受け付け、補助金を交付している】</p> <p>補助事業者である一般社団法人長崎県水産加工振興協会から、実施する商談会に対する本事業費補助金の概算払い請求があったが、その請求書には「令和3年度長崎海の恵み消費拡大事業費補助金交付請求書」と記載されていた。</p> <p>本事業は、県産水産物国内販売強化事業費補助金であり、長崎海の恵み消費拡大事業費補助金とはその趣旨目的を異にした別の補助金である。しかし、県は「令和3年度長崎海の恵み消費拡大事業費補助金交付請求書」と記載された概算払い請求書をそのまま受け付け、本事業費補助金の概算払いを行っている。</p> <p>補助金には、それぞれ補助金毎に実施要綱等が定められている。本件が仮に単なる誤記載であったとしても、補助金の交付請求書が補助金交付において重要な書類であることに鑑みれば、提出書類の十分な確認を怠っていると看做されるを得ない。補助金の交付請求書は十分にその記載内容を確認し、仮に異なる補助金名が記載されていたような場合には、正しい記載内容の補助金交付請求書の提出を求めるべきである。</p> <p><u>補助金の交付請求書は十分にその記載内容を確認し、仮に異なる補助金名が記載されていたような場合には、正しい記載内容の補助金交付請求書の提出を求めるべきである。(指摘事項)</u></p>	(措置済)	今後は、同様の記載誤りが発生しないよう、課のチェック体制を見直し、課内での決裁の際のチェックを強化してまいります。

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第5 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 91	水産加工 流通課	<p>令和3年度「長崎徳物」品質基準管理業務委託</p> <p>【前金払請求の必要性が十分に示されていない】</p> <p>本委託業務においては、委託契約書6条2項に「委託料のうち必要と認められる額については、乙（委託事業者）の請求に基づき、前金払により支払うものとする」と定められている。そして、かかる契約条項に基づき、本委託業務においては委託事業者から前金払請求書が提出され、県は前金払を行っている。</p> <p>しかし、委託事業者から提出された前金払請求書には、単に経費明細書が添付されているのみであり、前金払の必要性については何らの記載もなく、必要性について疎明されている書類等の添付もなかった。ヒアリングの結果、担当課は受託業者に確認し、前金払の妥当性、必要性について確認して、支出命令書の摘要欄に記載しているとのことだった。</p> <p>委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「必要と認められる金額について」という条件が付けられており、その点は評価できるものである。しかし、委託事業者からの前金払請求書には、前払いの必要性についての記載や疎明する何らかの資料などは添付されておらず、前払いの必要性について十分に示されているとは言いがたい。</p> <p>県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、委託事業者に対して委託料の前払いの必要性について示すよう指導すべきである。</p> <p><u>県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、委託事業者に対して委託料の前払いの必要性について示すよう指導すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>今後は、前金払いの必要性について、事業者に詳細な記載（明細表および必要性等）を行うように指導するとともに、前払いの可否について適切に対応してまいります。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第6 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 98	農山村振興課	長崎県中山間地域等直接支払交付金 【現地調査の報告書が一件記録に纏られていない】 本事業の交付金チェックリストの「現地調査」の欄には、抽出検査時に確認予定である旨が記載されている。県は、その後、抽出検査を実施して調査、確認を行っているが、検査の報告に関する書面が一件記録に纏られていないため、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、一件記録からは確認することができない。 <u>補助事業の一件記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などに関する書類を編纂するのが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 今後、抽出検査の報告書を補助事業の現地調査の記録として編纂することといたします。	
p. 101	農山村振興課	直売所セミナー事業業務委託 【意見、要望、感想等の集約・共有が不十分である】 本事業は平成30年度からの継続事業であるところ、セミナー参加者（参加希望者を含む）あるいは直売所運営者の意見、要望、感想等を集約することなどは行われていない。本事業は全国的にもあまり例をみない事業であり、このような事業を扱う受託者は全国的にみても多くないことに照らせば、上述のような意見、要望、感想等を集約するなどして、その情報を共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくことは重要といえる。 <u>本事業においては、セミナー参加者（参加希望者を含む）あるいは直売所運営者の意見、要望、感想等を集約し、その情報を共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくことが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 令和4年度のセミナー参加直売所に対しては、アンケート調査を実施し、要望・感想等の集約を行ったところであり、関係者への情報共有、必要があればその情報を提供できるようにいたします。	
p. 103	農業経営課	長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金 【年度全体の事業計画が示されていない】 本補助事業において提出された当初の事業計画書には、年度前半分の事業計画しか記載されておらず、その後、事業計画変更申請書が提出され、年度後半分の計画が追加されるに至っている。県としては、年度全体を通じた事業計画を踏まえて、補助金交付決定を出すため、年度前半分の事業計画のみでは、補助金交付決定を出すか否かの判断はできないのが通常である。そこで、事業計画書の提出を求めるに当たっては、年度全体を通じた事業全体の計画を記載してもらうべきであり、県としては、補助金の交付申請をする事業者に対して、そのような指導をすべきである。 <u>事業計画書の提出を求めるに当たっては、年度全体を通じた事業全体の計画を記載してもらうべきであり、県としては、補助金の交付申請をする事業者に対して、そのような指導をすべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 令和4年度事業から、年度全体を通じた事業の計画を記載するように改めております。	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第6 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 103	農業経営課	長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金 【概算払いの必要性の検討が不十分である】 本補助事業においては、令和3年7月1日に補助額10,635,000円全額が概算払いで支払われている。 ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。（監査結果報告書105頁参照） このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金が事業実施のため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助額10,635,000円のうち8,108,000円が職員の給与、賃借料等であるため、補助額全額の概算払いが「特に必要」とは考え難い。また、当初の事業計画書は年度前半分のみの提出にとどまり、年度後半分の事業計画は明らかにされていないから、その点においても、補助額全額の概算払いが「特に必要」とは認め難い。 そこで、今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることから、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 <u>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討することが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 令和4年度事業から、概算払交付請求書を提出する際に事業実施主体に対し支出計画の提出を求め、概算払いの必要性を審査の上、支出するように改めております。	
p. 106	農業経営課	産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金 【概算払いの必要性を判断するための理由が不明確である】 補助事業者は、エスコートランナー支援事業にかかる概算払いの理由について、「集落営農育成推進のための活動資金が必要だが、当団体は自己資金がなく、不足金が発生する。安定した事業展開を図るためには、概算払いが必要である」旨記載しているが、この記載だけでは、集落営農育成推進のための活動資金のうち、具体的にどのような活動について概算払いを行う必要があるのか、概算払いを行うとして、どの程度の金額を支払うべきなのかを判断するのは、困難といえる。 ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。（監査結果報告書107頁参照） このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 したがって、県においては、概算払いの必要性を慎重に検討してもらう必要があり、概算払いによる交付を求める補助事業者に対しては、県において必要性の検討ができるよう、具体的な理由を示させることが望ましい。 <u>県においては、概算払いの必要性を慎重に検討してもらう必要があり、概算払いによる交付を求める補助事業者に対しては、県において必要性の検討ができるよう、具体的な理由を示させることが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 今後は概算払いの必要性が検討できるよう、どのような活動に概算払いを行うのか等具体的な理由を明記するよう令和5年度事業から改めることとしております。	
p. 108	農産園芸課	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 【現地調査の報告書が一件記録に纏られていない】 本事業における補助金チェックリストの「現地調査」の欄には、8月までに実施予定といった記載がなされており、その後、現地調査が実施された報告書などは一件記録に纏られていない。 県は、その後、現地調査を行っているが、その報告に関する書面が一件記録に纏られていないため、いつ、誰が、どのような調査を行ったのか、一件記録からは確認することができない。 <u>補助事業の一件記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などに関する書類を編纂するのが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 令和4年度（令和3年度実施事業）まで、完了確認検査結果については別ファイルに一式纏っておりました。 今年度（令和4年度実施分）より各交付事務書類と一体的に確認できるよう適正かつ効率的な書類整理に努め、適正な事務の執行に努めてまいります。	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第6 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 111	農産加工流通課	<p>長崎農産物商品力強化事業（産地販売力強化）費補助金</p> <p>【補助事業の遂行状況報告に具体的な内容の記載のないものが見られた】</p> <p>補助事業者に対する状況報告等に関する長崎県の規定は次のとおりである。（監査結果報告書112頁参照） 小売担当者等の協議を補助事業（販売強化対策）とするものなかに、証拠書類の写しとして協議を行った小売担当者の名刺のコピーが添付されていたが、具体的にどのような内容の協議が行われたかの報告がなされていないものがあった。他の補助事業者からは協議や商談のおおまかな内容が報告されていることが多く、協議の内容が報告されていない理由を県の担当者に聞いたところ、出張報告書が民間事業者である補助事業者の社外秘書類になっていて（営業活動上の秘密事項に該当するため）提出できないためということであった。 当該事業に関しては県の担当者による現地調査において確認が行われ、適正との判断がなされているし、補助事業者が社外秘としている出張報告書そのものの提出を求める必要まではないと考えられる。しかし、上記実施要綱が補助事業の遂行状況の報告と証拠書類の写しの提出を求める趣旨・目的は、補助事業が適正に実施されたことを確認するとともに、補助事業の結果・効果を把握・検証して必要な改善等につなげることも含まれると考えられる。そうであれば、補助事業者の活動に支障が生じない程度の概要的な内容の報告を受け、その報告内容について適正な情報管理を行うなどの方法によって補助事業者からできる限り具体的な補助事業遂行状況の報告を受けることが望ましい。</p> <p>補助事業の遂行状況について補助事業者の活動に支障が生じない程度で、できる限り具体的な内容の報告を受けることが望ましい。（意見）</p>	(措置済)	ご意見を踏まえ、令和5年1月の令和4年度状況報告書提出の際から、販売強化対策における小売担当者等との協議等については、事業実施主体の活動に支障が生じない範囲で、協議や商談のおおまかな内容について報告を行うよう指導を行い、県が補助事業の結果・効果を把握・検証して必要な改善等につなげることができるよう改めました。
p. 115	畜産課	<p>畜産クラスター構築事業費補助金</p> <p>【一般競争入札で1者応札の案件があった】</p> <p>本事業において、一般競争入札で1者応札の案件があった。事業実施主体が補助事業者である市町の指導を受けながら入札手続きを進めた結果、1者応札となったものであって、入札手続きのものにルール違反はなかった。しかし、県が行う補助事業に関しては入札での1者応札解消に向けたルールやマニュアルがあり、各市町においても同様と思われる。市町が補助事業者として入札等の取り進めの指導等を行う間接補助の案件についても、県は市町と協議して、1者応札の解消策を検討することが望ましい。（意見）</p> <p>補助事業者が市町であって、市町が事業実施主体の行う入札を指導等する案件についても、県は市町と協議して、1者応札の解消策を検討することが望ましい。（意見）</p>	(措置済)	<p>本事業における一般競争入札については、事業の要綱等に基づいて実施したのですが、結果として1者応札となりました。</p> <p>1者応札への対応については、県入札・契約事務マニュアルに従い有効と判断し、手続きを進めましたが、1者応札の解消策については、補助事業者が市町であって、市町が事業実施主体の行う入札を指導等する案件については、改めて各市町のルールやマニュアルの確認を徹底し、入札における競争原理が働くよう依頼を行いました。</p>
p. 117	畜産課	<p>長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金</p> <p>【本事業が十分に利用されていない】</p> <p>本事業では肥育素牛購入費に関して1頭につき定額50千円の補助がなされるが、昨今の子牛価格高騰のために補助を受けても採算がとれず導入計画を中止する補助事業者が出ているとのことである。子牛価格高騰は今後も続く可能性が高いようであり、このままでは本事業が存在する意味が問われかねない可能性もある。 長崎和牛の生産維持・拡大を図るうえで肥育素牛の導入が増えるようにすることは必須と思われる。本事業による補助金が最大限に利用されるよう、子牛価格の変動に応じて補助額や補助率を柔軟かつ機動的に設定できる制度の導入が望ましい。</p> <p>価格が高騰している肥育素牛の導入を支援するための補助金については、最大限に利用されるよう、子牛価格の変動に応じて補助額や補助率を柔軟かつ機動的に設定できる制度の導入が望ましい。（意見）</p>	(措置済)	<p>本事業では、肥育素牛の導入時期によって子牛価格の変動が生じ、補助を受けても採算がとれず導入計画を中止する補助事業者が出ております。</p> <p>子牛価格は市場でのセリ結果によって、通年を通して変動が生じるものの、特に年度末の導入に関しては、他の補助事業実施者等と競合し、子牛価格が上昇する傾向があるため、年度末よりも前に、事業実施者に対し、導入計画の確認を徹底し、計画的な導入を促します。</p> <p>また、子牛価格の実態を踏まえた補助額や補助率の検討を行ってまいります。</p>

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第6 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 117	畜産課	<p>長崎和牛肥育養牛導入事業費補助金</p> <p>【畜産事業者への支払の証拠がファイルされていない】</p> <p>本事業（肥育養牛導入事業）の補助事業者は農業協同組合であり、県は同組合に補助金を支出するが、これは同組合が肥育養牛を導入した畜産事業者に補助金相当額を支払うことが前提となっている。補助事業者である農業協同組合等は本事業による補助を希望する畜産事業者の窓口業務を行うことが予定されている。</p> <p>本事業の実績報告関係の資料を確認したところ、農業協同組合による畜産事業者への支払に関する証拠がファイルされていなかった。県の担当者に確認したところ、現地調査で畜産事業者への支払は確認しているとのことであり、また、こうした証拠のファイルは規定上求められていないようである。しかし、補助事業者が補助対象経費支出に関する証拠を添付して実績報告を行うことは一般的と考えられる。補助事業者から実績報告を受ける際、少なくとも主要な補助対象経費についてはその支出に関する証拠の提出を受けてファイルしておくことが望ましい。</p> <p><u>補助事業者からは、少なくとも主要な補助対象経費についてその支出に関する証拠の提出を受けてファイルしておくことが望ましい。（意見）</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業においては、今後、補助事業者である農業協同組合等から、主要な補助対象経費の支出に関する証拠の提出を求めるとし、県でも保存しておきます。</p>	
p. 119	畜産課	<p>一貫生産体系又は長崎型新肥育技術取組農家経営分析業務委託</p> <p>【競争入札で1者応札が続いている】</p> <p>本事業の委託先である一般社団法人長崎県畜産協会は一般競争入札によって選定されているが、同協会による1者応札が続いており、競争入札が形骸化しているおそれがある。出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、①参入障壁となり得る事情がないかを検討し、②参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、使用等を見直しの上で引き続き競争入札を実施する。③仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきになる。</p> <p>本事業で委託する業務は肉用牛畜産事業者の財務分析のみならず、「長崎型新肥育技術」による肉用牛の飼養管理に関する状況分析や助言も行うものであり、経営等の分析や助言には一定の継続性・一貫性が求められると思われるので、長崎県畜産協会に委託すること自体には相応の理由があると考えられる。しかし、1者応札の状況が続いているのであるから、上記「1者応札への対応について」に従った取り組みを行うべきである。</p> <p><u>本事業の委託契約については、「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、参入障壁となり得る公告時期、入札執行時期、使用等の見直しを行うべきであり、それらの見直しを行っても1者応札が解消されない状態が継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は令和3年度で終期を迎えたため、本事業での対応はありませんが、今後同様の事態が見受けられた場合には、ご指摘いただいた対応を実施してまいります。</p>	
p. 124	林政課	<p>森林・林業関係広報誌デザイン等業務委託</p> <p>【見積選定業者の選定が適切でない】</p> <p>入札・契約事務マニュアルには、随意契約により契約を締結しようとする場合、見積選定業者は、公正かつ適切に選定しなければならないとされている。</p> <p>本事業における見積選定業者は、下記の一覧表記載のとおり、（監査結果報告書125頁参照）令和元年度から令和3年度まで、全く同一の3者となっている。また、一般社団法人長崎県林業協会は2年連続で辞退しており、長崎県林業改良普及協会も令和2年度は辞退している。担当課によると、委託先は、林業に詳しい業者が望ましいが、林業に詳しい業者は、以下の3者以外にも存在するとのことであり、令和3年度において、過去に辞退した当該2者に見積を依頼しなければならない理由は存在しない。</p> <p>さらに、令和3年度の見積選定業者の選定の際、他の業者への見積依頼を検討したことはないとのことであり、令和3年度の見積選定業者の選定が、適切であるとは認められない。</p> <p><u>随意契約により契約を締結しようとする場合、例年辞退している業者に対し見積依頼を続けることなく、他の業者への見積依頼を検討する等、適切に業者を選定すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年4月から「長崎の林業」の発行形態等を、取材や記事作成業務とデザイン印刷業務を分けるよう見直しました。</p> <p>取材や記事作成業務については、林業関係の知識を要しており、かつ、林業関係者への取材体制が整っている業者が県内に1者しかいないため、1者から見積りを徴して随意契約とし、また、林業関係の知識を要しないデザイン・印刷業務については、電子見積り合わせを実施し、適切に業者を選定しました。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第6 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 124	林政課	<p>森林・林業関係広報紙デザイン等業務委託</p> <p>【見積合わせの適切性について、疑義がある】</p> <p>入札・契約事務マニュアルには、随意契約により契約を締結しようとする場合は、2者以上から見積書を徴する必要があるとされている。その趣旨は、複数の見積書を徴することによって、競争原理を働かせ、適切な値付けをすることにある。</p> <p>前記のとおり、一般社団法人長崎県林業協会は2年連続で辞退しており、長崎県林業改良普及協会も令和2年度は辞退しているところ、令和3年度の見積依頼において、担当課の上司から、担当者に対して、「3者を相手方に選定しているが、うち2者は昨年度辞退している。ということは、事実上1者随突となる。」「辞退した2者に昨年度辞退した理由を聞き取り（もっともらしく理由をつけ）、今年度は応札する意思がある旨を確認し、『札を入れていただく』よう調整願いたい。」との指示が出されている。担当者が、辞退した2者に辞退理由を確認したところ、業務多忙との理由の他に、「金額が合わない」との理由を述べたようである。</p> <p>したがって、令和3年度は、3者から見積書を徴することができているが、以上の経緯や金額（他の2者は、決定先の金額の約1.7倍の金額である。）から考えて、令和2年度に辞退した2者が、令和3年度に実際に契約に応じる意思があったかについて疑問がある。そのため、令和3年度の見積合わせにより、複数の見積書を徴するとして趣旨を十分に達成できたか（適切な値付けができたか）について、疑義がある。</p> <p><u>随意契約により契約を締結するために、2者以上から見積書を徴する場合、契約締結に積極的な業者を適切に選定した上で、適切な値付けが可能となるように見積合わせをすべきである。令和3年度の見積合わせは、適切な値付けができたかについて、疑義があるため、速やかに是正すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年4月から「長崎の林業」の発行形態等を、取材や記事作成業務とデザイン印刷業務を分けるよう見直しました。</p> <p>取材や記事作成業務については、林業関係の知識を要しており、かつ、林業関係者への取材体制が整っている業者が県内に1者しかいないため、1者から見積りを徴して随意契約とし、また、林業関係の知識を要しないデザイン・印刷業務については、電子見積り合わせを実施して適切に業者を選定し、適切な値付けが可能となる見積合わせを行いました。</p>	
p. 124	林政課	<p>森林・林業関係広報紙デザイン等業務委託</p> <p>【監査人との信頼関係を損なう行為】</p> <p>地方自治法252条の33は、普通地方公共団体に対して、監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならないと定めている。</p> <p>前記指摘事項は、本件事業の記録に續られていた担当課上司の部下に対するメールのメモ等により発覚したところ、令和4年12月22日のヒアリング時に指摘した後、令和5年1月23日に資料を閲覧した際には、当該メモが記録から外されていた。担当課によると、「当該メモは本来記録に載るべきものではないため、正式な記録の形に戻しただけであり、証拠隠滅等の意図はなかった。」とのことである。しかし、同月25日のヒアリング時に前記指摘事項について聞かれることが分かっているが、その前に、監査人への事前の連絡もなく当該メモを外す行為は、監査人から証拠隠滅を疑われてもやむを得ず、地方自治法252条の33が定める協力義務の趣旨に反し、監査人との信頼関係を損なう行為である。</p> <p><u>監査人（補助者）が既に閲覧し監査に必要と考えた資料を、監査終了前に、担当課の判断のみで一件記録から除外する行為は、地方自治法252条の33が定める協力義務の趣旨に反し、監査人との信頼関係を損なう行為であり、担当課はこのようなことがないよう再発防止に取り組むべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年1月23日のご指摘後、すぐに当該資料を元の形に戻したうえ、お詫びさせていただきました。今後は、資料の綴りを保持する等、当該の職員へ周知・徹底を図り、監査人との信頼関係を損なわないよう努めてまいります。</p>	